

宮代町 農業委員会だより

平成23年10月号 No.2

新農業委員会会長及び新会長職務代理が就任



宮代町農業委員会
会長 折原 昇



宮代町農業委員会
会長職務代理 富田 高治

町民の皆様には、常日頃から宮代町農業委員会の活動に対し、格別なるご理解とご協力を賜り心よりお礼申し上げます。はじめに、3月11日に東北地方で発生した東日本大震災により、亡くなられた方々へのご冥福と被災された方々への心からのお見舞いを申し上げます。

この大震災により農林水産業も深刻な被害を受けております。また、東京電力福島第一原発の事故により、極めて大変な事態に直面しております。一日も早い復旧と復興を心からお祈り申し上げます。

さて、当農業委員会では、遊休農地の発生防止の取り組みの強化、農のあるまちづくりの推進、意欲ある農業者の育成、新規就農者の推進、後継者対策の展開及び農業者・就農希望者への情報提供などを農業委員会の取り組みの重点としております。

今後とも宮代町の発展のため農のあるまちづくりを推進してまいりますので、より一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。

字東地区

農地改良(一時転用)許可地 現地確認会の実施

宮代町農業委員会では、平成23年5月25日に字東地区の農地改良許可地の現地確認会を実施いたしました。

当該地は、平成23年2月に農地法第5条の規定に基づく農地改良(一時転用)の許可を受けた、約3.5畝の低地の水田をかさ上げして、水はけを良くする改良工事となっております。

当該地にあっては、毎月農業委員2名で改良工事の状況確認を行っており、今後も作付け状況等も随時確認を行ってまいります。



『農地改良』は 農業委員会への手続きが必要です。

『農地改良』とは、土質や水はけが悪くなった農地に耕作可能な良質土を入れて耕作がしやすい農地に改良することです。

残土処分等のための単なる埋め立てではありません！

このような場合は、許可になりません。

耕作上問題はないが、耕作する予定がないので埋めたい。
埋め立てを機に耕作をやめる。・・・など

面積の大きさにかかわらず、農業委員会へ申請・届出が必要です

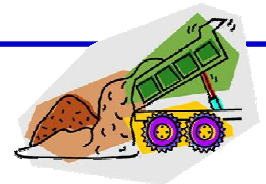
申請は、土地の所有者と業者の連名となります。

申請書類には、農地改良後の作付け計画や土の入れ方・給排水の方法を図面に表示したものなどが必要となります。

農地改良はトラブルのないよう、十分に注意しましょう

トラブルの責任は、農地改良の申請者である土地の所有者と業者の両方にあります。農地改良を行っている期間は、業者任せではなく、所有者もこまめに現場を確認しましょう。

まずは、農業委員会へご相談ください。



農地の相続税・贈与税納税猶予制度について

農地等相続税納税猶予制度

相続税納税猶予制度は、農業後継者である相続人が農地を相続し、その農地について農業を継続する場合、農地等を農業投資価格で評価した価額を超える部分に対応する相続税額の納税を猶予する制度です。

農地等贈与税納税猶予制度

贈与税納税猶予制度は、農業経営を行っていた個人が、推定相続人の一人に農地の全部と採草放牧地及び農用地区域内の準農地の3分の2以上を贈与した場合に、贈与税の納税を猶予する制度です。

納税猶予の打ち切り

納税猶予を受けている場合、猶予の適用農地が次に該当する場合に期限が確定となり、納税猶予が打ち切りとなります。そうすると猶予されている税額とあわせて利子税等についても納付することとなります。

納税猶予の適用農地について、売買・貸借等の予定がある場合は、早めに農業委員会事務局または所轄税務署にご相談ください。

納税猶予の期限の確定事由（打ち切りになる場合）

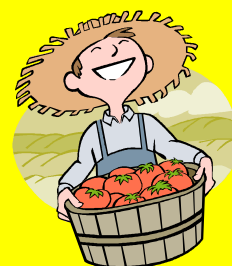
- ① 納税猶予を受けている対象農地について、譲渡、転用、貸付け（特定貸付けを除く）をした場合
- ② 納税猶予を受けている相続人及び受贈者が、対象農地について農業経営を廃止した場合
- ③ **対象農地について、耕作放棄の状態となった場合**
- ④ 3年に一度の継続届出書を提出しない場合
- ⑤ その他



納税猶予を受けている方へ

納税猶予の適用を受けている期間は、あくまで、国民の義務である納税を猶予（延期している）ことですので、適用を受けている農地に売買、転用がある場合はもちろん、その農地が耕作放棄となっている場合についても精算が必要となりますので、適用を受けている農地について、再度ご確認いただきまして、適正な管理をお願いします。

農地の納税猶予に関し、ご不明な点がございましたら、農業委員もしくは町農業委員会事務局、所轄税務署にご相談ください。



農地の売買、贈与、貸借等の許可の手続きについて

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会（または都道府県知事）の許可が必要となります。この許可を受けなかった行為は、無効となりますのでご注意ください。

なお、農地を買う方、贈与を受ける方及び借りる方は以下の許可要件を満たす必要があります。

全部効率利用要件

申請農地を含め、所有している農地および借りている農地のすべてを効率的に耕作すること



⇒貸し付けている農地がある場合には許可できない場合があります。また、経営農地（所有農地及び借りている農地）が適切に管理されていない場合（雑草繁茂や違反転用）にも許可できません。

農地法第3条第2項第1号

農作業常時従事要件

農地の権利を取得する方又はその世帯員等が農作業に常時従事すること

⇒原則として、農地の権利を取得する方又はその世帯員が

年間150日以上、農作業をしていない場合には許可できません。



農地法第3条第2項第4号

下限面積要件

今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積（50 a ）以上であること

⇒農地の権利を取得する世帯の経営農地（所有農地及び借りている農地）と今回の申請農地を合わせて50 a 未満の場合は、許可できません。

下限面積要件につきましては、本誌5ページをご覧ください。

農地法第3条第2項第5号

地域との調和要件

今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと

⇒農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような場合や地域や集落で一体となって取り組んでいる事業への影響がある場合には許可できません。

農地法第3条第2項第7号

農地の貸し借りの方法としては、農地法第3条による方法と利用権設定などの方法もございます。また、上記の農地法第3条許可要件や書類等については、町ホームページにも掲載してございますので、ご不明な点等ございましたら農業委員会窓口までご相談ください。

農地法第3条第2項第5号に規定される『別段の面積』について

『別段の面積』とは、農地法第3条の許可（農地を農地として権利を取得する許可）基準の一つに、「農地の権利所得後の経営面積が原則として都道府県50アール・北海道2ヘクタール以上になること」という規定があります。これを一般に**下限面積要件**といいます。

また、地域の平均的な経営規模がかなり小さい地域や耕作放棄地面積が深刻な状況の場合などで、この下限面積を農業委員会がその地域の実情を考慮し、50アール以下の別段の面積を定めることができるとされております。

そこで、平成23年6月の農業委員会総会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせします。

農地法施行規則第20条第1項に基づく別段面積の設定については、『設定しない』ものとする。

理由

宮代町における経営規模については、埼玉県の平均的な経営規模とほぼ同様であるため。

農地法施行規則第20条第2項に基づく別段面積の設定については、『設定しない』ものとする。

理由

耕作放棄地の状況にあっては、埼玉県の平均とほぼ同様であるため。

農地パトロールの実施のお知らせ

まみ消後た ていぢ地查施 いい農 りし確街把 り口に
いをに、し農おな、ののしまま道なまて認化握農ま、基宮
り更向遊ま業りいが約結たたすす等おす、し区し地す、ルづ代
まにけ休し委ま状耕5果利、。のへ、。今、域て利。く町
す推た農て員し況作%、用昨、で立調、後遊・い用、を農農
。進取地は会たとさ（管状年、ち査、導農業官況、平成利委
しりの、と。なれ約内況度、何入の際、等地に、行な地すは、月調査、農地
て組解今い、って40農調実、卒つ、ごてに、は、調査、は、農地
理確認、をす調査員が農とご地、思ざや、な対を、お、条



農地パトロールの様子

遊休農地の解消に向けて！



10月12日 圃場の状況



7月12日 草刈りの状況



遊休農地解消対策研究会では、遊休農地の解消を図るとともに、優良農地の確保・保全を研究・検討する活動を目的に活動しております。平成23年度においては、和戸本郷地区と西原地区の約77%の農地に農業委員とサポーター5名で草刈り等を行い、そばを作付けをしております。今年も、天候不順により、種まきが若干遅くなり、順調に生育してお

農地法 まめ知識



Q 自宅の建て替えを予定しており、調べていたら、自宅の建っている土地の地目が畑だった。過去に農地法等の手続きをしていたかどうかは他界した祖父や父しか分からない。
このような場合、自宅を建て替えることができるのでしょうか？

A このような内容の場合には、いろいろと状況をお聞きして、関係機関へ協議等が必要となります。その協議等にお時間を頂く場合がございますので、事前に農業委員会窓口にご相談いただきたいと思います。
なお、このような相談は、農地法等の手続きをしていたり、またはしていないかったりときまざまなケースがあります。また、場合によっては、是正（建物を取り壊して農地に復元）が必要な場合なども稀にございますので、事前にご相談いただきたいと思います。

編集後記



今回の農業委員会だよりにつきましましては、地域の農業者等の皆様に広報活動を通じて、農政情報などをお知らせする意味において、農地法、農地の相続税・贈与税納税猶予制度、農地改良等の非常に身近な情報であり、また、重要な関係を掲載させていただきました。是非、参考になさってください。

